

指定短期入所生活介護
重要事項説明書

社会福祉法人東京都福祉事業協会
特別養護老人ホーム
赤羽北さくら荘

指定短期入所生活介護の提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人東京都福祉事業協会（以下「事業者」という。）が管理運営する特別養護老人ホーム赤羽北さくら荘（以下「事業所」という。）の指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業の運営に関し、必要な事項を定め、業務の適性かつ円滑な執行と老人福祉施設の理念に基づき、また「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

事業所の指定短期入所生活介護は、「居宅サービス計画」に基づき、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2 事業者（法人）の概要

事業者名	社会福祉法人 東京都福祉事業協会
代表者氏名	理事長 藤崎 誠一
所在地	〒114-0002 東京都北区王子二丁目19番21号
電話番号	03-3911-3679

3 事業所の概要

(1) 事業所の概要

施設名称	特別養護老人ホーム 赤羽北さくら荘
事業所番号	1371703354
所在地	〒115-0052 東京都北区赤羽北三丁目6番10号
電話番号	03-3900-3901
FAX 番号	03-3900-3902
管理者氏名	井坂 哲朗
入居定員	12名

(2) 設備の概要

ユニット型個室	12 室
共同生活室	1 室
トイレ	ユニット内 3 箇所
浴室	2 室 一般浴槽、特殊浴槽
洗面設備	各居室の他、1 箇所

その他	介護職員室 医務室 看護職員室 洗濯室 汚物処理室 介護材料室 調理室
-----	---

(3) 事業所の従業者体制

職種	職務の内容	員数
施設長	施設全体の管理監督	1名（兼務）
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	3名（嘱託）
事務員	経理、庶務、営繕他	3名（兼務）
生活相談員	入退所調整、利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整他	2名以上 （介護支援専門員兼務）
介護職員	介護サービス全般	37名以上（常勤換算）
看護職員	健康管理、保健衛生管理他	3名以上（常勤換算）
管理栄養士又は栄養士	給食管理、栄養ケア計画作成他	1名以上（兼務）
機能訓練指導員	機能訓練、個別機能訓練計画作成他	1名以上（兼務）
介護支援専門員	施設サービス計画作成他	2名以上（兼務）
ユニットリーダー	ユニットケアの指導他	各ユニットに常勤1名以上

(4) 営業日と定員

営業日	月曜日から金曜日まで（ただし、年末年始を除きます）
定員	併設型12名 空床利用型12名

4 サービスの概要

類	内容
サービス 計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は当該計画を利用者に交付します。利用期間が4日間未満の利用者にあっても利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。
介護	利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の

	<p>状況に応じて適切な技術をもって行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴の介助 身体状況に応じて一般浴槽・リフト浴槽・特殊浴槽にて週2回以上の入浴日を設けています。ただし、やむをえない場合は清拭または中止となる場合があります。 ・ 排泄の介助 利用者の自尊心に配慮しながら身体的能力を活かした方法で支援します。おむつを使用せざるを得ない場合は適切に取り替えます。 ・ 食事の介助 可能な限り離床して食堂や居室で食事を摂ることを支援します。 ・ 移乗・移動の介助 利用者の身体状況に応じて、体位変換・離臥床の移乗介助を行うと共に車椅子・歩行器等での移動介助をおこないます。 ・ 更衣・整容の介助 利用者の身体状況に応じて洗面、整髪、口腔ケアの介助を行います。 ・ 洗濯 各ユニットの家庭用洗濯機で行います。傷みやすいものや縮みやすいものは家族等で対応をお願いしています。利用日数によっては洗濯せずに返却する場合があります。 ・ その他、リネン交換等の環境整備等の介護を適切に行います。
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を適切な時間に行います。あらかじめ申し入れがあった場合は、衛生上又は管理上許容可能な2時間まで置き置きをすることができます。 ・ 行事食を設ける等豊かな食生活を提供します。 <p>【食事時間】 朝食 おおむね7時30分から 昼食 おおむね12時00分から 夕食 おおむね18時10分から</p>
相談及び援助	<p>利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又は家族等に対し可能な限り適切に相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。</p>
社会生活上の便宜	<p>要介護認定あるいは区分変更の申請や日常生活を営むために必要な行政手続きや日常生活に係る諸費用に関する支払い代行について、利用者、家族等が行うことが困難である場合は同意を得たうえで代わって行います。</p>
機能訓練	<p>利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の改善または維持するための訓練を行います。</p>
健康管理	<p>看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を</p>

	行います。
理・美容	理美容師の出張による理容（毎月第1月曜日）美容（毎月第3もしくは第4火曜日）を利用いただけます。利用料金は別途かかります。
余暇活動	ご希望によりユニット毎に季節に合わせて企画した行事や社会資源を利用した活動に参加することができます。その場合、別途費用がかかる場合があります。

5 施設利用にあたっての留意事項

- ・利用者又は家族等は、身体状況及び体調の変化等があった際には事業所の職員へお知らせください。
- ・所持品等については基本的に自己管理となります。所持品には氏名をフルネームで記入してください。施設内に持ち込むものに関しては都度ご相談ください。火器、動物、刃物等の危険物の持ち込みは禁止です。
- ・貴重品（金銭、スマートフォン、パソコン等）の管理については自己管理となります。故障、紛失、盗難につきまして一切の責任を負いかねます。
- ・事業所内、居室内のリモコン等の備品を紛失や破損した場合は弁償/実費負担にて現状復帰をお願いします。
- ・食品の持ち込みについては衛生及び健康管理上の面から生もの、手作りのもの、利用者の食事形態と明らかに異なる食品、その他施設が判断した食品の持ち込みはご遠慮ください。持ち込まれた食品は原則、各ユニットで管理し利用者及び家族等の求めに応じて提供します。賞味（消費）期限が切れたものは施設判断で廃棄します。
- ・緊急連絡先は2箇所以上の確保をお願いします。緊急連絡先の1番目の方が第1キーパーソンとなり郵便物の送付先になります。連絡先の変更がある場合については必ず申し出てください。また個人情報の観点から事業所とのやり取りは原則第1キーパーソンでお願いします。緊急時の場合は第1キーパーソン以外へ連絡することがあります。
- ・緊急時において救急車を要請し医療機関へ搬送する場合があります。その際には、家族等へ連絡が入りますので入院先の病院へ同行もしくは施設の指示に従っていただきます。
- ・喫煙は館内禁煙となっています。飲酒についても健康上制限をお願いする場合があります。
- ・政治宗教に関わる活動や他の方にご迷惑となる行為についてはご遠慮いただきます。
- ・面会については原則として9時から18時までとしています。ただし、健康診断等の施設行事や感染症の状況によっては面会時間や方法の変更をお願いすることや面会をお断りすることがあります。また、面会時には1階受付にて面会票への記入をお願いします。

6 ハラスメントの禁止

職員の人権ないし業務の正常な運営を確保する観点から、ご利用者、ご家族等には次の事項について厳守していただきます。各号が守られない場合には関係機関に報告するとともに契約を解消させていただくことがあります。

①パワーハラスメント

- ・身体的暴力（叩く、引っ掻く等、身体的な力を使って職員に危害を及ぼす行為）
- ・精神的暴力（大声で怒鳴る、理不尽な要求をする等、職員の尊厳や人格を態度によって傷つけたりおとしめたりする行為）

②セクシャルハラスメント

- ・職員に対する不必要な体への接触、交際等の強要、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為

③カスタマーハラスメント

- ・長時間の拘束、執拗なクレーム、制度上対応できないことの要求、恫喝や罵声、妥当性を欠く金銭保証の要求等、職員や事業所等に対する著しい迷惑行為

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談いただき、介護支援専門員を通じてお申し込みください。本人が居宅サービス計画を作成する場合は電話等で事業所に直接お問合せください。

(2) サービスの中止、変更、追加

- ① 利用予定の前に、利用者又は代理人等の都合により、指定短期入所生活介護の利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として別表に記載の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ③ 以下の場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。
 - ・利用者が途中退所を希望した場合
 - ・利用中に体調変化が見られた場合
 - ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合
- ④ サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

(3) サービス利用の終了

- ① 以下の場合には契約を終了し予約は無効となります。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・利用者が死亡された場合
 - ・要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

- ・事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
 - ・事業者の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
 - ・事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ② 事業所からサービス提供の終了の申し出を行った場合
- 次の場合には事業所より契約終了とさせていただくことがあります。
- ・利用者や家族等が契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告示を行いその結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ・利用者や家族等が故意または重大な過失により事業所や職員、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけ、または著しい不信行為を行うことによって契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ・料金の支払いを2か月以上遅延し料金を支払うように催告したにもかかわらず14日間以内に支払わない場合

8 利用料等

(1) 介護保険給付対象サービスの費用

サービス利用料金は利用者の要介護度や介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。サービス利用料金の目安は別表にあるとおりです。

1) 基本利用料

名称	内容
併設型ユニット型短期入所生活介護費	基本料金は要介護度別に定められています。

2) 加算

以下の要件を満たす場合は基本料金に加算します。

名称	内容
送迎加算	利用者自宅と事業所間の送迎を行う場合
機能訓練体制加算	常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置している場合
個別機能訓練加算	機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合
看護体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	常勤の看護師配置と一定以上の看護師配置をしている場合
夜勤職員配置加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	夜勤時間帯に勤務する介護職員または看護職員の夜勤職員数が一定の基準以上である場合
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画されていない緊急的な受け入れを行った場合

長期利用減算	連続30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用している場合
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し訓練を実施した場合
医療連携強化加算	看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定した上で予め協力医療機関を定め緊急時等の対応方法について取り決めをしている場合
看取り連携体制加算	看護体制加算を算定した上で、事業所で看取りを行う体制を整えている場合
口腔連携強化加算	事業所が利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価結果を提供しており、歯科医療機関との相談体制の確保についても文書等で取り交されている場合
認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	医師により、認知症の行動・心理症状が認められ在宅生活が困難であり緊急的な短期入所生活介護が必要であると判断された者に対しサービスを行った場合
若年性認知症利用者受入 加算	若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合
療養食加算	療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合
在宅中重度者受入加算	利用者が利用している訪問看護事業所が、当該利用者の健康上の管理を行う場合
認知症専門ケア加算	認知症自立度Ⅲ以上の入所者の割合が50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1人以上、②20人以上の場合は10人ごとに1人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催し、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を必要な安全対策を講じた上で継続的に行い、見守り機器、職員間の連絡調整の迅速化に役立つICT機器、介護記録の作成の効率化に役立つICT機器の中から1つ以上導入し、1年に1回、業務改善の取組による効果を示すものとして生活の質等の変化等の情報を厚生労働省に提出する場合
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	(Ⅰ) 介護福祉士の占める割合が80%以上または、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合 (Ⅱ) 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以

	<p>上在籍している場合</p> <p>(Ⅲ) 介護福祉士の占める割合が50%以上または、常勤の職員が75%以上もしくは、勤続7年以上が30%以上の場合</p>
介護職員等処遇改善加算	<p>以下の取組を行っている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等の基本的な待遇や賃金を改善および整備する ・資質向上のための研修機会を提供する ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援、両立支援、健康管理、生産性の向上のための業務改善の取組、職場環境の改善を行う

2) 減算

以下の要件に該当する場合は基本料金から減算します。

名称	内容
夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算	夜勤を行う職員について、人員基準上の満たすべき員数を下回っている場合
入所者数が定員を超える場合の減算	入所定員に対して空床型短期入所生活介護の利用者を含めた入所者数が一定の基準を超えた場合
職員の人数が基準に満たない場合の減算	介護職員、看護職員もしくは介護支援専門員の人数が基準に満たない場合
ユニットケア体制未整備減算	ユニット内の職員の人数が基準に満たない状況が発生した場合
身体拘束廃止未実施減算	緊急やむを得ず身体拘束を行った際に身体拘束適正化のための指針を整備していない、記録を行っていない、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない事実がある場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられておらず、高齢者防止のための指針を整備していない、虐待防止のための委員会を開催していない、虐待防止に関する担当者を配置していない等の事実がある場合
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時でも可能な限り継続的にサービスを提供し、万一中断しても非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画を整備しておらず、感染症や非常災害に必要な措置を講じていない事実がある場合

・介護給付費算定については、省令により一級地の加算となり、11.10を地域係数として介護給付単位に乗じるものとします。自己負担額は、端数処理の関係で円単位の誤差が生じる場合があります。

・介護保険法令等に基づく利用料及び食費等が改定された場合は文書等でお知らせし、これ

に署名していただきます。

(2) 介護保険給付対象外サービスの費用

その他のサービス利用料金につきましては、別表をご確認ください。

(3) サービス利用料金の減免

特定入所介護サービス費	世帯全員が住民税非課税の方や生活保護を受給されている場合等は、市区町村へ申請をすることにより、介護保険負担限度額認定証が交付され居住費、食費の負担が軽減される場合があります。
社会福祉法人による利用者負担軽減制度	世帯全員が住民税非課税の方や高齢福祉年金受給者等、生計が困難と認められた方に、生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証が交付されます。

9 利用料金等のご請求とお支払い方法

サービスをご利用になった月の1日から月末までを計算期間として、翌月20日以降にご請求します。お支払い方法につきましては、利用者、家族等が指定した金融機関口座からの口座振替のご利用をお願いしています。口座振替以外の方法をご希望される場合はご相談ください。

ゆうちょ銀行 銀行 (ネット専業銀行を含む) 信用金庫 信用組合 農業協同組合	引き落とし日：毎月5日（土・日・祝日の場合は翌営業日） 残高不足等により引き落としができなかった場合は、翌月分と合わせて引き落とし又は振込用紙でのお支払いをお願いします。 ご請求とお支払いの流れ 1) 4月利用分請求書を5月20日以降に郵送します。 2) 6月5日に指定口座より引き落としとなります。
--	--

10 緊急時の対応

利用者の容体に変化等があった場合には「緊急時対応マニュアル」に基づき必要な措置を講ずる他、速やかに家族等へ連絡を行います。

医師名	医療機関名	診療科目	担当日
磯部 聡	磯部医院	内科	金曜日
竹内 康人	竹内医院	内科	火曜日
安田 有利	共愛クリニック	内科	水曜日
横山 健一	横山医院	内科	月曜日
亀井 美野	堀船クリニック	精神科	水曜日（月2回）

11 協力医療機関

利用者の状態に応じて下記の医療機関や歯科診療所（訪問診療）において診療を受

けることができます。

医療機関名	所在地
赤羽病院	東京都北区赤羽 2-2-1
浮間中央病院	東京都北区浮間 2-21-19
大橋病院	東京都北区桐ヶ丘 1-22-1
東京北医療センター	東京都北区赤羽台 4-17-56
大塚デンタルオフィス	東京都豊島区北大塚 1-11-15-102
ひのき歯科	東京都北区赤羽 1-61-4

1.2 事故発生時の対応

事業所は事故の発生又はその再発を防止するため「事故発生防止に関する指針」に基づいた対応を行います。サービス提供より事故が生じた場合には速やかに関係機関、ご家族等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には加入している損害保険により速やかに損害賠償を行います。ただし、事業所に過失等がないと認められる場合にはこの限りではありません。

1.3 身体拘束の禁止

事業所は利用者の尊厳と主体性を尊重し身体拘束その他の行動を制限することのないケアに努め、身体拘束等の適正化を図るため次の措置を講じます。

- 1) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 2) 「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- 3) 職員に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない理由により身体等の拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び家族等へ十分説明をし同意を得るとともに、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、利用者の心身の状況を含めた経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きを取り、できるだけ早期に解除できるように努めます。

1.4 虐待の防止

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次に措置を講じます。

- 1) 虐待防止のための指針の整備をします。
- 2) 「虐待防止のための対策を検討する委員会」を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- 3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- 4) 1) から 3) の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

サービス提供中に職員、家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかに関係機関に通報するものとします。

1 5 感染症対策

事業所は新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症又は食中毒が発生し又はまん延をしないように次の措置を講じます。

- 1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 2) 「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- 3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 6 非常災害対策

事業所は非常災害に備えて次の措置を講じます。

- 1) 消防計画、風被害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等について責任者を定め年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施します。
- 2) 防災対策として、火災報知器、スプリンクラー、消火器、消火栓等の設備を設置し非常食、飲料水、介護用品、医療品の備蓄をしています。
- 3) 訓練にあたり関係機関、自治会、地域住民との連携に努めます。

1 7 業務継続計画

事業所は感染症や非常災害発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し必要な措置を講じます。

- 1) 職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 8 個人情報保護・開示について

個人情報保護に関する法令及び諸規程等を遵守すると共に職員は業務上知り得た利用者及び家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。事業所が保有する本人の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止等を求めることができます。生活相談員までお申し出ください。

1 9 記録の整備

サービスを提供した際には、サービスの内容等を記録するとともに利用者や家族等からの申し出があった場合には適切な方法により、その情報を利用者や家族等に対して

提供します。

20 苦情相談窓口

当施設に関する相談、要望、苦情などは下記窓口までお申し出ください。

当事業所相談窓口	苦情担当受付者 生活相談員 主任介護職員 苦情解決責任者 施設長 井坂哲朗 受付時間 9時～17時(土、日、祭日除く) 電話 03-3900-3901
北区介護保険課事業者支援係	電話 03-3908-1119
東京都国民健康保険団体連合会	電話 03-6238-0177

21 第三者評価

直近の受診状況

第三者評価の実施	平成29年より実施しています
実施した直近の年月日	令和7年10月8日
評価機関の名称	公益社団法人 長寿社会文化協会
評価結果の開示状況	東京都福祉サービス推進機構「福ナビ」等

22 代理人について

(1) 事業所では契約締結にあたり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

- ・代理人は利用者の家族または親族もしくは生年後見人等の中から選任していただくものとします。
- ・代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。ただし、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができます。
- ・連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は次の通りとします。

- ・利用者に代わって又は利用者とともに解約の意思表示及び、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告、通知の受領、事業所との協議を行うこと。
- ・利用者を代理して、又は利用者に代わってサービス利用料等を支払うこと。

(3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

- ・利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4) 身元保証人の職務は次の通りとします。

- ・利用契約が終了した後、事業所に残された所持品を利用者自身が引き取れない場合の受取り及びその他の必要な措置又は費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

- ・連帯保証人の負担は、極度額1,500,000円を限度とします。

- ・連帯保証人が負担する債務の元本は利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。
- ・事業所は連帯保証人から請求があったときには遅滞なく利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- ・連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

2 3 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所はその損害を賠償します。ただし、損害の発生について、利用者又は家族等に故意または過失が認められた場合や、利用者の心身の状況等を斟酌して相当と認められた場合には事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は自己の責めに帰すべき事由がない限り侵害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には事業所は損害賠償責任を免れます。

- ・利用者又は家族等が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ・利用者又は家族等がサービスに実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ・利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ・利用者又は家族等が施設及びサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

2 4 東京都暴力団排除条例について

- ・事業所は「東京都暴力団排除条例」に基づき、暴力団が都民の生活及び都の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とした対応を行います。
- ・事業所は「東京都暴力団排除条例」に基づき、利用者やその家族等が暴力団関係者である場合には契約を締結しないことを宣言し、利用者及びご家族様等には別紙「反社会的勢力でない事の表明・確約書」にて同意していただきます。

指定短期入所生活介護のサービスの提供に当たり、本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 東京都福祉事業協会
所在地 東京都北区王子二丁目19番21号
代表者 理事長 藤崎誠一

事業所 特別養護老人ホーム 赤羽北さくら荘
所在地 東京都北区赤羽北三丁目6番10号
施設長 井坂哲朗
説明者 生活相談員 _____

私は、本書面により事業者から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

契約者〈利用者〉

住所 _____

氏名 _____

代理人

住所 _____

氏名 _____

本人との続柄 _____

連帯保証人

住所 _____

氏名 _____

本人との続柄 _____